

取扱区分：「公開」

平成29年第10回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成29年9月8日(金) 10時00分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成29年第10回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年9月8日(金) 午前10時00分 ~ 10時41分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請について	12件
議案第31号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画について	14件
報告第43号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第44号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	4件
報告第45号	非農地証明について	3件

4 出席委員

第1番	岩田 実 君	第2番	弘中 壽 君
第3番	山崎 光夫 君	第5番	秋 貞 啓子 君
第6番	佐伯 伴章 君	第8番	田中 榮作 君
第9番	藤井 孝 君	第10番	西田 孝美 君
第11番	笠井 保雄 君	第12番	原田 雅之 君
第13番	歳光 時正 君	第14番	竹安 昌巳 君
第15番	林 俊一 君	第16番	松田 孝行 君
第17番	藤原 典子 君		
第19番	杉村 龍男 君(会長)		

5 欠席委員

第4番	徳本 勉 君	第7番	高橋 恵 君
-----	--------	-----	--------

第18番 岩 田 学 君

6 関係人

農林課 主査 長谷部 洋一

7 事務局職員

局 長 隅 浩 二 次 長 藤 井 豊

次長補佐 小 西 美佐江 書 記 時 重 智 一

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は19名中16名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第4番徳本 勉委員、第7番高橋 恵委員、第18番岩田 学委員の3名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（杉村会長）

おはようございます。それでは只今より、平成29年第10回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第3番山崎光夫委員さん、第10番西田 孝美委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第30号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可申請は、1議案12件でございます。

それでは、1番からご説明いたします。

譲受人は、●●市で不動産業を営む法人です。

建売住宅を建築するために申請地を購入し、木造2階建2棟及び木造平屋建1棟を建築するものです。

申請地の周辺は宅地化が進んでおり、又、建売住宅にも適した土地であることから、譲渡人からの申し出に応じたものです。

又、譲渡人は、農業後継者もなく農地の維持管理が困難となったため、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●から西へ約230メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●2517番7、地目は田、地積は991平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図の平面図と立面図でございます。

最後に現地の写真を2枚つけております。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300m以内に支所のある、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資証明書が添付されておりましたので、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりましたので、汚水については公共下水道への接続で、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、当

申請地は、市街化調整区域でございますので、都市計画法34条第11号に関する申告書が提出されており、市街化区域と同様の取扱いとなります。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

岩田 実委員

1番岩田です。議案第30号の1番について、去る8月31日に譲受人と電話で意思確認を行いました。また、譲渡人は高齢のため、8月31日、18時頃自宅へお伺いして意思確認をいたしました。

申請地は先ほど説明がありましたが、●●から約230メートルのところ
に位置します。農地の地目は田で、面積は991平方メートル、現況は8月
31日に確認したところ、保全管理されていない状況でした。譲渡人は、農
業後継者もなく、農地の維持管理が困難となり、譲渡すとのことでした。

また、譲受人は建売住宅に適した土地であり、周辺も宅地化が進んでいる
ことから、売買に応じたとのことでした。

現状では、担い手の確保も難しく、土地の有効利用の一つのとして考えら
れると思います。

被害防除計画書に添って調査をしましたが、問題なしで、周辺農地に与え
る影響もなく、事業計画書、資金計画書、土地利用計画書も添付され、何ら
問題ないと思われま。ご審議の程よろしくお願いします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

次に、2番、3番及び4番についてですが、譲受人が同一で土地の所在も隣接しておりますので、一括して、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

2番から4番につきまして、一括してご説明いたします。

譲受人は、●●市に事務所のある宗教法人です。

毎月1回、山口合同集会を開催しており、約200名の方が参加し、車約130台分の駐車場が必要ですが、現在は、約70台分の駐車スペースしかなく、今回、隣接地を取得し駐車場60台分を増設し、併せて会議室も新築するものです。

尚、譲渡人につきましては、譲受人からの要望によるものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●から北西に約300メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、6筆ございます。

番号2番、周南市大字●●3898番7、地目は田、地積は103平方メートル、同じく3900番1、地目は田、地積は146平方メートル。

次に、番号3番、3901番、地目は田、地積は899平方メートル。

次に、番号4番、3913番2、地目は田、地積は33平方メートル、同じく3916番、地目は田、地積は376平方メートル、同じく3917番2、地目は田、地積は529平方メートルの計2,086平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、平面図の土地利用計画図でございます。建物と会議室の立面図でございます。

現在使用中の、約70台分駐車場の写真でございます。フェンスの下側に増設することになります。

最後に、申請地の現況写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に支所のある、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりました。適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、汚水につきましては、公共下水道への接続で、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、開発行為許可の申請中ですので、開発許可と同時施行といたします。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

弘中 壽委員

2番の弘中です。議案番号2、3、4番について、調査の結果を報告します。調査項目であります駐車場及び建物、会議室の案件につきまして、申請書に基づいて書類も完備しておりました。転用目的をはじめとして、計画の実現性、確実性、並びに被害の防止等について現地で直接調査をいたしました。

た。いずれも適正であると判断をいたしました。譲受人の法人は、当該講堂に参集する車両の駐車場がないとのことから、隣接の土地を求めたということでありまして、これによって周辺の交通の障害も解消したいとするものであります。以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の2番、3番及び4番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号2番、3番及び4番につきまして採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番、3番及び4番は許可と決定いたします。

続きまして、5番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、農地法第5条の5番についてご説明いたします。

譲受人は、●●市に事務所のある、売電事業を行っている法人です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、発電出力21.5kw、太陽光パネル240枚を2箇所設置するものです。

申請地は、面積、日当たり等好条件で、公道にも接していることから管理も容易であり又、譲渡人は、高齢で体力もなくなり、後継者もないことから、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、JR●●線●●から北北東へ約850メートルのところの位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●856番3、地目は田、地積は1,503平方メートル、同じく字●●857番1、地目は田、地積は1,567平方メートルの合計で3,070平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に現地の写真を2枚つけております。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められた、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、今まで通りの自然流下でございます。

行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、該当ございません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番

笠井 保雄委員

第11番の笠井です。第5番について、去る9月1日、申請人と現地で意思確認並びに調査したことを報告いたします。現況は地目、田で休耕してい

て、草を刈った状態でした。内容については事務局の説明のとおりで間違いありません。譲渡人は以前、申請地において水稻の作付けをしていましたが、ここ最近が高齢のため、作付けを止め、休耕、草を刈って農地管理をしていましたが、1年前ケガで歩行困難となり、草刈りが出来ないこと、また後継者もいないことから、売却したいとのことでした。

譲受人は、面積、日当たり、電柱の位置、また公道に面しており、工事やメンテナンスなどやりやすい土地であることと、地権者の要望により譲り受け、太陽光発電による売電事業をするとのことでした。

現状では、担い手の確保もままならない現在、土地の有効活用、荒地、耕作放棄地対策の一つとして考えられるかと思います。

被害防除計画書にそって、調査しましたが、問題なく、周辺農地へ与える影響もなく、事業計画書、資金計画書、土地利用計画図も添付され、何ら問題ないと思います。最後に付け加えますが、早め早めの草取りをして欲しいとお願い、約束をしました。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、6番から12番までの7件につきましては、国土交通省山口河川国道事務所発注工事で、受注者の譲受人が同一で、土地の所在も隣接しておりますので、一括して、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページを、お開きください。

一体利用ということで一括してご説明いたします。

譲受人は、●●市で建設業を営む法人です。

申請地は、国土交通省の発注工事で、排水路の整備を行うために、仮設道路及び資材置場の使用目的で一時転用の許可申請が提出されました。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●から南西に約2.1キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、7筆ございます。

番号6番は、大字●●3995番7、地目は田、地積は667平方メートルの内114.6平方メートル。

7番は4011番1、地目は田、地積は1,249平方メートルの内1,082.7平方メートル。

8番については、4013番1、地目は田、地積は1,487平方メートルの内885.9平方メートル。

9番は4014番1、地目は田、地積は1,077平方メートルの内792.3平方メートル。

10番は4019番1、地目は田、地積は611平方メートルの内408平方メートル。

11番4020番1、地目は田、地積は2,072平方メートルの内385.7平方メートル。

最後に12番、4021番1、地目は田、地積は2,492平方メートルの内763.2平方メートルで、計4,432.4平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用図、写真を表示)

今回につきましては、7筆ございますので、分間図を集合した図面を付けております。

青色部分が、仮設道路でございます。

赤い部分が、資材置場として使用される部分でございます。

仮設道路の標準断面を付けております。

借地幅が全体の8メートルで、表土を剥ぎ取り、基盤を出しますので、基盤土の上にシートを敷くこととなっております。

道路の全幅は6メートル、有効幅員は5メートル、盛土高は0.5メートルでございます。

続きまして、排水路の施工ですが、1個当たりの寸法ですが、幅が1.977、高さが1.31、長さが2メートルのものでございます。

水路の施工につきましては、プレキャスト工法と申しまして、工場で製造されました製品を直接現場で据付けるといった施工方法でございます。

こちら側が起点側となり、ここから320メートルの仮設道路を付けることとなります。

こちら側に2次製品を置くこととなります。

それから剥ぎ取った表土を仮置きすることとなりますが、380立方メートルを4箇所に分けて置くことにしております。

それから、水路延長につきましては、228.392メートルでございます。

次に、床掘土が出ます、約200立方メートルでございます。

埋戻しに使用します。

次に、工事用車両で10トンダンプ2台でございます。

2次製品の水路につきましては、約100本ありますが、無くなり次第置いていくということになります。

起点側から撮った写真でございます。次は終点の方から起点側に向かって撮った写真でございます。最後に全景の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。また、雨水につきましては、農業用排水路へ排出されます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、仮設道路及び資材置場を使用する上で、法定外公共物の赤線及び青線の加工及び占用が部分的に生じることから、道路課及び河川港湾課へ協議の届出書を提出しております。

尚、一時転用ですので、原状回復誓約書も添付されており、復旧期間につきましては、平成30年2月10日から平成30年3月31日までの期間となっております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

弘中 壽委員

2番の弘中です。6番から12番の7件について、先般、事務局と一緒に現地に行きまして、調査をいたしました。この調査項目であります一時転用、賃借権を伴う、転用案件でありまして、説明がありましたように、国道2号線の上り線の側溝の改良工事で、それに伴って資材置場として、隣接の農地を一時転用として使用するものであります。

譲受人、譲渡人共に合意をされて、農地法上の手続きがされているということで適切であろうと思います。そういうことから一つよろしくご審議をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の6番から12番までの7件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号6番から12番までの7件につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、6番から12番までの7件につきましては許可と決定いたします。

続きまして、議案第31号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページをお願いいたします。

それでは、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成29年9月8日 提出 周南市農業委員会 会長 杉村 龍男

別紙1「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長（杉村会長）

それでは、この議案につきましては、農林課主査の長谷部さんが来ておられますので、ご説明を受けます。その後、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、長谷部さん、お願いいたします。

農林課

農林課の長谷部でございます。よろしくお願いいたします。

長谷部主査

それでは、議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用

土地利用集積計画について、ご説明させていただきます。

本日は7月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、10月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、夜市地区・須金地区・和田地区・三丘地区・鹿野地区の5地区におきまして、10件、17筆の案件、並びに農地中間管理機構への貸付が、鹿野地区におきまして、4件、6筆の案件でございます。

農地中間管理機構からの転貸先としましては、新規就農パッケージ支援者の●●氏、●●氏、●●氏への3名の予定となっております。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

はい、松田さん。

第16番

松田 孝行委員

中間管理機構の関係でお聞きしますが、4件ありますが、借りる方は、大潮で2名の方、鹿野上で1名の方でよろしいですか。

農林課

長谷部主査

はい、大潮が2名で、渋川が1名です。

第16番

松田 孝行委員

どなたですか。お名前を教えてください。

農林課

長谷部主査

大潮は●●さんと●●さん。渋川は●●さんです。

議長（杉村会長）

他にございませんか

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第31号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第43号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。報告第43号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第43号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第43号を終わります。

続きまして、報告第44号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。報告第44号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容

は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第44号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で報告第44号を終わります。

続きまして、報告第45号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。報告第45号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は3件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第45号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で、報告第45号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成29年第10回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時41分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成29年9月8日

周南市農業委員会

会 長 杉 村 龍 男

委 員 山 崎 光 夫

委 員 西 田 孝 美